

## むつ市議会第242回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例
- 第2 議案第98号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第3 議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第4 議案第100号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第5 議案第101号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第102号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第103号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第104号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第105号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第106号 むつ市児童館条例を廃止する条例
- 第11 議案第107号 指定管理者の指定について（むつ市下北自然の家）
- 第12 議案第108号 指定管理者の指定について（むつ運動公園外1施設）
- 第13 議案第109号 指定管理者の指定について（大畑中央公園）
- 第14 議案第110号 指定管理者の指定の変更について  
（むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの）
- 第15 議案第111号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第112号 市道路線の廃止について
- 第17 議案第113号 市道路線の認定について
- 第18 議案第114号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第19 議案第115号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第20 議案第116号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第21 議案第117号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第22 議案第118号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第23 議案第119号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第24 議案第120号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第121号 令和元年度むつ市一般会計補正予算
- 第26 議案第122号 令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	花山	俊春	代 監 査 委 員	齊藤	秀久
総務部長	村田	尚	企 画 政 策 長	吉田	和久
財務部長	吉田	真	財 務 部 務 監 策 監	樋山	政之
民生部長	中里	敬	財 税 調 査 推 進 課	坂野	かづみ
福祉部長	瀬川	英之	民 生 部 民 生 推 進 課	佐藤	孝悦
子 ども み 部	須藤	勝広	健 づ く 部 長	佐藤	節雄
都 市 整 備 部	光野	義厚	経 済 部 長	小笠原	洋一
			都 整 建 技 推 進 課		
			市 部 設 監 策 監		

川内片舎  
所庁長  
協野所沢  
庁舎済所長  
経イシプ  
シテ進ヨ  
モ推選  
選委事  
農委事  
公局營企  
局下水業  
下部長  
部副理  
市室務理  
公部長  
經副生支農  
支農委事  
財務課  
部長  
都整土  
木備課  
市部長  
經生支主  
部者課幹  
部課事  
總總主

二本柳 茂  
浜田 一之  
木村 善弘  
金浜 達也  
濱谷 重芳  
千代谷 賀士子  
酒井 一雄  
石橋 秀治  
柳谷 真吾  
川村 利之  
菊池 亘

大畑片舎  
所庁長  
會管理計  
監事查委  
務務局員  
教育部長  
總政推  
務進部  
企政政推  
企策監  
政推企課  
策進調  
部長進  
長  
都整コシ  
推備ク  
進パテ室  
財財主  
務務  
總總主  
任主  
部課查

立花 一雄  
野藤 賀範  
田中 宏司  
松谷 勇  
角本 力  
中村 智郎  
杉澤 一徳  
黒澤 幸太郎  
宮下 圭一  
井戸向 秀明

事務局職員出席者

事務局 局長  
主 幹

金澤 寿々子  
葛西 信弘

總括主幹  
主任主査

青山 諭  
堂崎 亜希子

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第26 議案質疑、委員会付託、一部採決

### ◇議案第97号

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第97号 むつ市新希望のまち基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第98号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第98号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に

関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

### ◇議案第99号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、9番齊藤孝昭議員。

○9番（齊藤孝昭） 議案第99号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑させていただきます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法により創設される会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定するものでありますが、本件については本年9月のむつ市議会第241回定例会の一般質問にて詳細を確認させていただきましたし、総務教育常任委員会に付託される事項でありますので、1点だけ確認のため、質疑させていただきます。

まずは、市は退職者不補充等により人件費の抑制を財政健全化の柱としてきましたが、この制度導入による約2億5,000万円の財政的負担を今後どのように解決していくのかをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 会計年度任用職員制度導

入による財政的負担をどのように解決するかについてお答えいたします。

この制度の開始により、令和2年度の会計年度任用職員に移行する職員の人件費は、約6,000万円程度の増額を見込んでおりますが、当市が加入しております青森県市町村職員退職手当組合に対する特別負担金が来年度から約1億円減額するものと予定しております。これで増額分を補うことができるものと考えております。

なお、国におきましては、本制度に関し、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査を行い、地方財政措置について検討するとされておりますことから、今後何らかの財政措置が講じられるものと考えております。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（斉藤孝昭） ということは、この会計年度任用職員制度導入に伴って財政的負担はそんなにないというふうな見解でよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そんなにないというよりは、これはもう6,000万円増額となるということが来年度については見込まれておりますし、またこれからもこの増額分というのはふえていくという見込みになっております。

ただ、現状青森県市町村職員退職手当組合による特別負担金というものが毎年、これ減っていく見込みにありますことから、人件費の中で調整ができる範囲にとどまるということでご理解をいただければと考えております。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 来年4月からスタートするこの制度ですけれども、実際の待遇をどうするかは、各自治体の判断に任せられる部分も多いと言われ

ています。正規職員のほかにさまざまな分野にさまざまな形の非正規職員がいるということに改めて驚いていますけれども、むつ市で働いている人の中で正規職員は何人いるのか、非正規職員は何人いるのか、正規職員と同じ仕事をしている非正規職員は何人いるのか、そして何割に当たるのかお答え願いたいと思います。

パート職員も任用職員として期末手当、通勤手当支給等の対象になるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

12月1日現在の数字で申し上げますと、教育委員会、それから公営企業局を含め市全体で臨時職員の数は243名で、非常勤職員の数は123名の合計366名となっております。これらの職が会計年度任用職員へ移行することとなります。正職員を含めました全職員に対する割合としましては、およそ4割程度というふうになっております。

また、現在の任用形態がフルタイム、パートタイムのどちらかであるかを問わず、全て会計年度任用職員へ移行することとなります。

それと、通勤手当等の対象にも、もちろんなっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） この任用制度について、確かに期待している声も聞いていますが、まず4割の方が行政サービスを担っているということは、本当に多いのではないかな、民間の割合と同じぐらいの方が行政サービスを担っているということが改めてわかりました。

それで、この任用職員の試験は毎年受けることになるのか、更新したとき、経験の年数が給与に反映されるのかということもお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

会計年度任用職員の採用につきましては、一会計年度ごとの職の必要性が吟味される職と位置づけられるものでございまして、その任期ごとに募集選考が行われるものであると考えております。したがって、毎年応募していただく必要がございます。

なお、選考に当たりましては、任用中の人事評価に基づき任用することも制度上は可能というふうになってございます。

また、引き続き任用されました場合につきましては、同一職で5年目までは経験年数に応じて昇給が可能というような制度となっております。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 5年目までは昇給が可能ということですが、市民から見ると、やはり経験を積んだ職員によるサービスということは、安定した行政サービスを受けようとしては本当に大事なことだと思っているのですけれども、この安定した行政サービス、これを受けるために、正規職員というのは本当に私は大事な方々だと思うのですが、正規職員の増員、特に今いる非正規の職員を正規にする、そういう方向はないのでしょうか。このことについて伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

当市では、定員適正化計画における令和2年度の目標職員数を503名というふうに設定しております。採用活動を行っているところではございますが、なかなかここ数年におきましては、募集者数に対する受験者数が伸び悩んでおりまして、採用予定者数を大きく下回る状況が続いております。そういうこともございまして、臨時職員、それから非常勤職員の任用が必要というような状況になってございます。

加えまして、臨時職員、それから非常勤職員の

中でも窓口サービス専門員やスクールサポーターなど、その専門的な知見や経験により当市の行政に貢献いただいている部分もあり、正職員の配置を基本としながらも、市民サービスの向上のため臨時職員、それから非常勤職員の配置もしているということでございます。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第100号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第100号 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第101号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第101号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第102号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第6 議案第102号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第103号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第7 議案第103号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第104号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第8 議案第104号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第104号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第105号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第9 議案第105号 むつ市漁港管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第105号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第106号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 議案第106号 むつ市児童館条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。



ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第106号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第107号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 議案第107号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第107号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第108号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 議案第108号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第108号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第109号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第13 議案第109号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第109号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第110号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第14 議案第110号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第110号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第111号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 議案第111号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組  
合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。  
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第111号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第112号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 議案第112号  
市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。  
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第112号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第113号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第17 議案第113号  
市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。  
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第113号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第114号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第18 議案第114号  
定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
についてを議題といたします。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の  
形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協  
定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。  
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第114号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第115号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第19 議案第115号  
定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
についてを議題といたします。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の  
形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協  
定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。  
これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第115号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第116号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第20 議案第116号  
定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
についてを議題といたします。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏  
の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成  
協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第116号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第117号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第21 議案第117号  
定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結  
についてを議題といたします。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の  
形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協  
定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第117号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第118号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第22 議案第118号

むつ市監査委員に選任する者につき同意を求め  
ることについてを議題といたします。

本案は、議員のうちから選任する監査委員に佐  
々木肇氏を選任することについて議会の同意を求  
めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第118号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており  
ます議案第118号は、会議規則第38条第2項の規  
定により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第118号は委員会への付託を省略するこ  
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第118号は、これに同意することに決定  
いたしました。

◇議案第119号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第23 議案第119号  
むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意  
を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月25日をもって任期満了となる  
むつ市教育委員会の委員に黒木和之氏を任命する  
ことについて議会の同意を求めるとのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第119号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第119号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第120号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第24 議案第120号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月18日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に村田和夫氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第120号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第120号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は、これに同意することに決定いたしました。

#### ◇議案第121号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第25 議案第121号 令和元年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。9番齊藤孝昭議員。

○9番(齊藤孝昭) 議案第121号 令和元年度むつ市一般会計補正予算について、7点お聞きしたいと思います。

まずは4ページ、土木費ですが、大湊地区居住誘導区域整備事業費8,000万円を繰越明許する理由をお知らせください。

2点目は、同じく4ページですが、債務負担行為の一覧ということですが、これは単年度を越えて委託する指定管理料を債務負担するのはよくわかりますが、その中に1項目だけ紛れるようにして市道等維持事業が入っていますので、こ

の説明をお願いします。

3点目は15ページ、大畑地区放課後児童クラブ（なかよし会）開設準備事業ですけれども、児童館を廃止してなかよし会へ移行するというのは、前の議案でも出ていましたので、わかるのですけれども、その準備のための事業ということですから、どういう内容なのかお知らせ願いたいと思います。

4点目は、同じく15ページで、平成30年度保育所運営費負担金約3,551万円を返還する理由をお知らせください。

5点目も同じくですけれども、平成30年度生活保護費負担金約6,390万円を返還する理由をお知らせください。

6点目は、16ページになりますが、むつ市産地パワーアップ事業費補助金約1,600万円の目的と事業の詳細をお知らせください。

7点目は、最後になりますが、18ページになります。下北地域広域行政事務組合負担金約3,500万円を増額補正していますので、この内容を説明願います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、大湊地区居住誘導区域整備事業の8,000万円を繰越明許する理由ですが、むつ市議会第241回定例会において、総合アリーナ本体について、6月下旬の完成とし、工期の延長が必要であること、その後の外構や公園整備を整え、市民の皆様にご利用していただきたいとした行政報告のとおり、Park-PFIにつきまして繰り越しを行うものであります。

次、2点目、市道等維持事業を債務負担する理由についてですが、年度の切りかえ時期に工事を行うことで効果のある市道等整備事業の中で、品

質の確保や施工時期の平準化の観点から特に必要なものについて、今年度中に発注、契約の手続を開始するために設定するものであります。

1点目、2点目につきましては、以上でございます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 3点目、大畑地区放課後児童クラブ開設準備事業の内容についてお答えいたします。

現在児童館で実施している児童保育サービスを来年度より放課後児童クラブに一元化する予定としておりますが、そのことに伴い、大畑小学校2教室及び正津川小学校1教室の床改修工事及びテレビドアホン設置工事に要する経費となっております。

次に、4点目、平成30年度保育所運営費負担金返還金3,551万円の理由についてお答えいたします。保育所運営費は、各保育施設が児童を保育するために必要な給食費、光熱水費、保育材料及び人件費等の1人当たりの単価、これを保育単価と申しますが、この保育単価に入所人数を乗じて算出し、毎月各園へ支給しております。

国・県からの当該運営費の負担につきましては、概算払いとなっておりますことから、当該年度の確定は翌年度6月の実績報告により確定となり、精算分として前年度分負担金の返還が生じたものであります。

返還金の主な要因といたしましては、概算請求していた児童の年齢区分の変更、入退園の異動等により差額分が発生したものであります。

なお、国から交付された歳入について、当該歳入をそのまま返還するものであり、市の財政に対する影響は一切ありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） ご質問の5点目、平成30年

度生活保護費負担金の返還理由についてお答えいたします。

この主な理由につきましては、当市の生活保護費が増加傾向にありましたことから、一定の増加を見込み、概算交付申請をしたところですが、平成30年度の実績といたしまして、被保護者の減少などにより、対象となる生活保護費が少なくなったため、その精算事務において過大交付となった6,389万9,000円を返還する必要が生じたものであります。

なお、国から交付されました歳入について、当該歳入をそのまま返還するものであり、市の財政に対する影響は一切ありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） ご質問の6点目、むつ市産地パワーアップ事業費補助金約1,600万円の目的と事業の詳細についてお答えいたします。

産地パワーアップ事業とは、TPP等の国際環境の変化にも対応できる収益力の高い産地づくりを進めるため、地域の営農戦略として定める産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が取り組む高性能機械、資材の導入等に対し、補助金を交付する事業となっております。

具体的には、要望が出ているイチゴ栽培農家へビニールハウスや自動かん水装置などの設備導入に対し、今年度は4名、事業費約3,380万円の2分の1以内の約1,600万円、全額県からの補助金で交付されるものであり、市の財政に対する影響は一切ありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） ご質問の7点目の下北地域広域行政事務組合負担金約3,500万円を増額補正する理由についてお答えいたします。

この増額につきましては、常備消防に係る消防

職員の人件費増によるものでありまして、主なものといたしましては、青森県人事委員会勧告に基づく給与改定、台風19号に係る緊急消防援助隊活動及びその他災害予防対応等に伴う時間外手当の増によるものであります。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（斉藤孝昭） まずは1点目の大湊地区居住誘導区域整備事業の件なのですが、先ほどの説明でいくと、当初から完成見込みがしづらい、年度内に完工がなかなかできづらいというか、できないというふうな予想をしながら、年度の当初予算に計上してきたというふうに思いましたが、何でそんなことするのですか。説明をお願いします。

次の2点目ですけれども、債務負担行為の件ですが、道路維持工事を債務負担するというのは、先ほどの説明だとよくわからなくて、ことしの工事予定をことしやればいいのに、何で来年まで繰り越すというふうな、債務負担をして年度をまたぐというふうなやり方をするのがよく理解できませんので、その詳しい説明をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、下北地域広域行政事務組合の負担金の件であります。時間外とかというふうな話でありましたが、これよく見ると人数が少ない消防署の負担金が非常に多くなっています。例えばむつ消防署は約600万円、大湊消防署は約300万円、大畑消防署はマイナス、川内消防分署が約300万円、最後に脇野沢消防分署が約2,000万円。これは、時間外手当というのはこんなに差があるものなのではないでしょうか、その説明をお願いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（光野義厚） お答えいたします。

まず、大湊地区居住誘導区域整備事業の関係ですけれども、当初から無理なことは承知だったの

ではないかというようなお尋ねかと思えますけれども、年度内での完成を目指すということとしておりましたけれども、現在P a r k－P F Iで施工予定箇所において、総合アリーナのほうの整備工事にかかわる足場とか建設資材などのそういう設置の場所の期間が延長となったことによってP a r k－P F Iでの現場着手ができないということになりまして、繰り越しということになります。

次に、市道等維持管理の関係ですけれども、今回3カ所のほうを選定しておりますけれども、これはどうしても3月の下旬あるいは4月当初からスタートしたほうが効果的な事業であるということで今回のような債務負担行為を設定したということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 下北地域広域行政事務組合負担金の増額の中で各署、分署の中で、例えば脇野沢消防分署では2,000万円ほどの増額になっているということで、なぜこのような増減があるのかというところがございますが、各署、分署の中で職員の配置がえもしくは職員の増ということで増減がありまして、そこはどの署に属するかによっては、トータルとしては金額的には変わりませんが、今回実質増額になった部分というところが、主に先ほど申しました人事院勧告に基づく給与改定ですとか時間外手当という部分が全体としては増額となったということでございます。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（齊藤孝昭） 3回目ですので、最後になりますが、債務負担行為の件について、どうしても道路維持工事を債務負担するというのがそもそも納得いきません。前にもこんなことはなかったと思えますが、聞くところによると、ゼロ市債を活用しているのではないかというふうなことも聞いたときがあります。むつ市では、今までこのゼロ

市債を活用して道路維持とか工事を債務負担するというのはなかったのですけれども、この件についてはゼロ市債を発行というか、活用して道路維持工事をするのではないかというふうなことを思っていましたので、できればその回答になれば私はよかったなと思っておりますが、答えていただけませんでしたので、残念です。

あと、消防費の負担金については、余りしつこく入り過ぎると、これは広域行政にかかわることなので、これ以上話はしませんが、負担を強いられると、市にとってはやはりその説明を下北地域広域行政事務組合から受けているはずですので、もう少し詳しくチェックをして、本当にそうだったのかということも含めて今後やっていただければいいと思えます。

1つだけ、債務負担行為の件について、ゼロ市債の説明と、その関連を今回の市道等の維持事業についてお知らせをできればお願いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まさに今回の道路維持事業に関する債務負担行為の設定は、いわゆるゼロ市債ということでありまして、むつ市としては初めての取り組みになります。今回は、この債務負担行為を今設定をして、来年度当初から、来年度当初からというか、今から、議決をいただいた後から来年度に向けたその工事の準備ができることによって、年度の切りかえの時期に工事発注ができることになると。そのことは、道路維持事業ですから、例えばですけれども道路、出水期である6月に向けて水路、あるいは側溝の整備ができたりですとか、そういうことができると、市民の皆様にとって非常に有効な工事ができる可能性があるというふうに考えて今回から採用した仕組みであります。

したがって、今回からということで、まず

1つは市道等の維持事業に限定しておるということと、これから注意しなければいけないのが、次年度予算の道路維持事業の総額というものも意識しながら、これを債務負担行為として設定をしなければいけない。さらには、早期供用の開始によって市民の皆様に対して大変利益のある、メリットのある事業に限定しなければいけないということや、あるいは品質管理、そして施工期間という観点からも、事業者にとってもプラスになるような、そういう事業に限定して行うということで、今回初めてこのような制度を導入させていただいたところであります。

冒頭の部長からの説明は、ゼロ市債の趣旨を説明したというふうに認識をしていただきたくて、我々としてはことしこういうふうな形でスタートして、来年度以降も道路維持事業、市道等の維持事業についてはこの制度を活用し、市民の皆様にとってふさわしい事業を展開していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第121号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

◇議案第122号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第26 議案第122号令和元年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第122号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

## ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月13日は常任委員会のため、12月16日から19日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明12月13日は常任委員会のため、12月17日から19日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、12月14日及び15日は休日のため休会とし、12月20日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。



午前10時55分 散会